

保護者各位

由良こども園
園長 花輪 守留

インフルエンザによる出席停止の通知書

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校・登園するようにしてください。また、登校・登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校・園への提出をお願いします。（なお、医師の診断医より5日を経過せず登校・登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

施設長 様

インフルエンザにおける療養報告書

_____ 組 氏名 _____

1. 診断を受けた医療機関： _____
2. 診断日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（診断型： A 型 B 型 不明）※いずれかに○を付けてください。
3. 登校・登園再開日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
（登校・登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（ <u>幼児にあっては3日</u> ）を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。